

# 株 式 取 扱 規 則

日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料並びに株主の権利行使に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款の規定に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所及び同取次所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録等)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定する通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。これらに変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の届出)

第5条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。これらに変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者の届出)

第6条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。これに変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者の届出)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、その者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。これらに変更があった場合も同様とする。

### 第3章 株主確認

(株主確認等)

第8条 株主が、本会社に対して法令又は本規則に基づく請求、届出、申出その他株主権の行使（以下総称して「請求等」という。）をする場合、当該請求等を株主本人が行うことを証明するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、本会社において株主本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 本会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 株主が、代理人により請求等をする場合は、前二項の規定によるほか、代理権を証明する書面を添付するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、株主の代理人について準用する。

(情報提供請求)

第9条 本会社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構又は証券会社等に対して、振替法第277条に規定する請求をすることができるものとする。

#### 第4章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第10条 特別口座(振替法第131条第3項に規定する口座をいう。以下同じ。)の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

#### 第5章 株主権行使の手続き

(株主提案権など株主の権利の行使方法)

第11条 株主は、法令に基づき、取締役に対して、株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、若しくは、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することの請求、又は、本会社に対して、株主総会において説明を求める事項について予め行う通知など株主の権利を行使する場合は、本会社が別に定める場合を除き、署名又は記名押印した書面をもって行うこととする。

2 株主が振替法第147条第4項に規定する少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、前項の規定によるほか、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

3 本会社が第1項の請求に基づき、議案提案の理由及び議案が取締役、監査役又は会計監査人選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第12条 単元未満株式を有する株主が、単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったとき又は同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第14条 本会社は、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に本会社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の売渡請求の方法)

第16条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「売渡請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える売渡請求)

第17条 同一日になされた売渡請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての売渡請求の効力は生じないものとする。

(売渡請求の効力発生日)

第18条 売渡請求の効力は、売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(売渡価格の決定)

第19条 売渡単価は、売渡請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったとき又は同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による売渡単価に売渡請求株式数を乗じた額をもって売渡価格とする。

(売渡株式の移転)

第20条 売渡請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、売渡請求をした株主が証券会社等を通じて、売渡代金が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、売渡請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(売渡請求の受付停止期間)

第21条 本会社は、毎年次の各号に定める日から起算して10営業日前から当該各号に定める日までの間、売渡請求の受付を停止する。

(1) 12月31日

(2) 6月30日

(3) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、本会社が必要と認めるときは、別に売渡請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第6章 手数料

(手数料)

第22条 本会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2 株主等が証券会社等及び機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

- 1 この規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。
- 2 この規則は、昭和60年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年7月22日から施行する。ただし、第27条及び第28条の規定の変更並びに第31条の規定の新設は、平成6年10月27日に効力を生ずるものとする。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定の変更は、平成15年5月6日に効力を生ずるものとする。
- 2 平成15年4月1日以降、除権判決に基づき株券の再発行を請求するときは、請求書に除権判決の正本又は謄本を添えて提出するものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。